

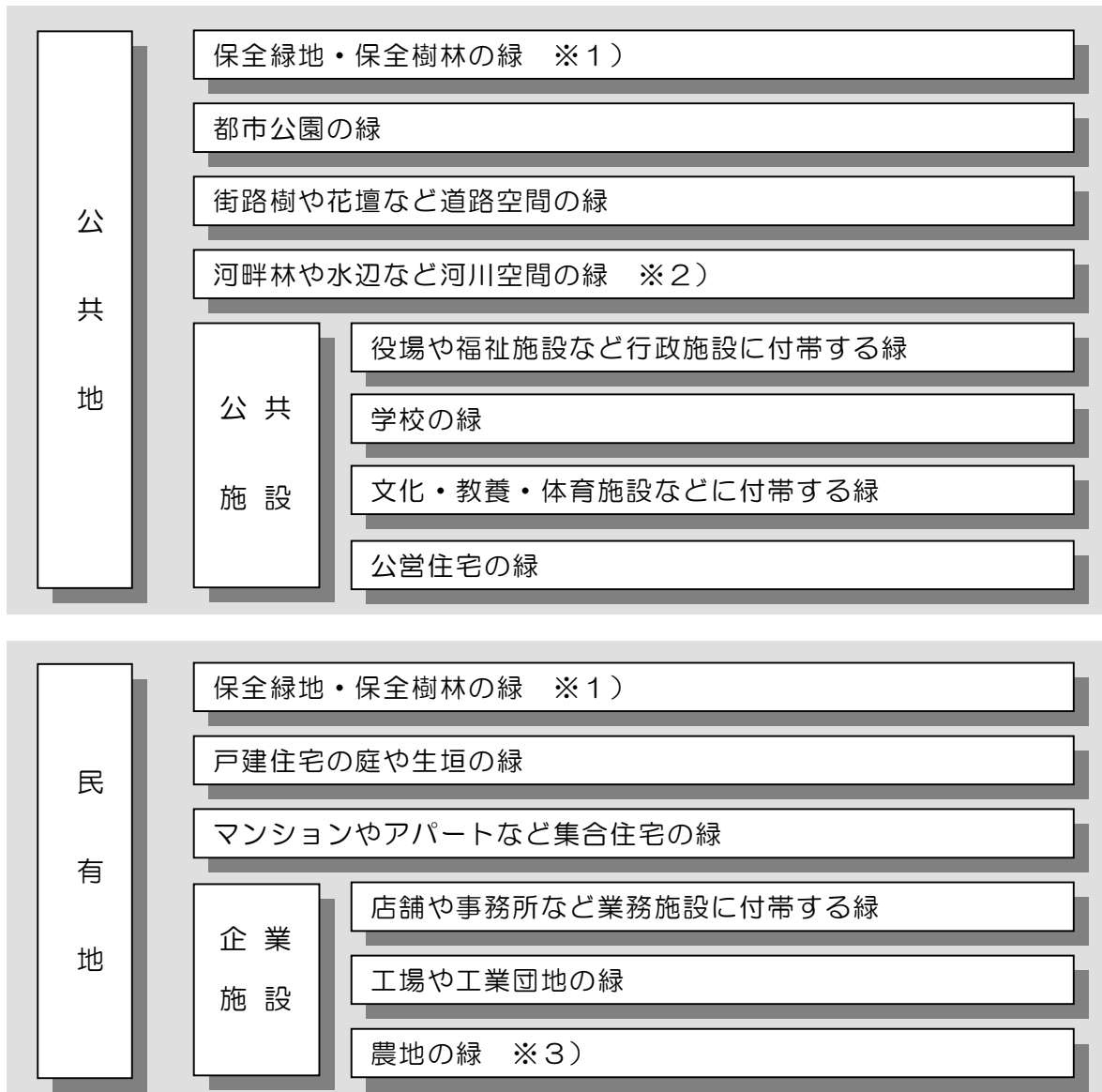
# 參考資料



## ■ 参考資料

### 1 緑の分類

まちの中にはさまざまな緑がありますが、緑は存在する場所によって公共地のものと民有地のものに分けられ、それぞれ以下のような土地利用空間に分類されます。



※1) 法律や条例などに基づいて指定されるもので公共地と民有地の両方に含まれます

※2) 河川空間には水面を含みます

※3) 音更町緑の基本計画では生産の場である農地の緑を企業施設として位置づけます

## ■ 参考資料

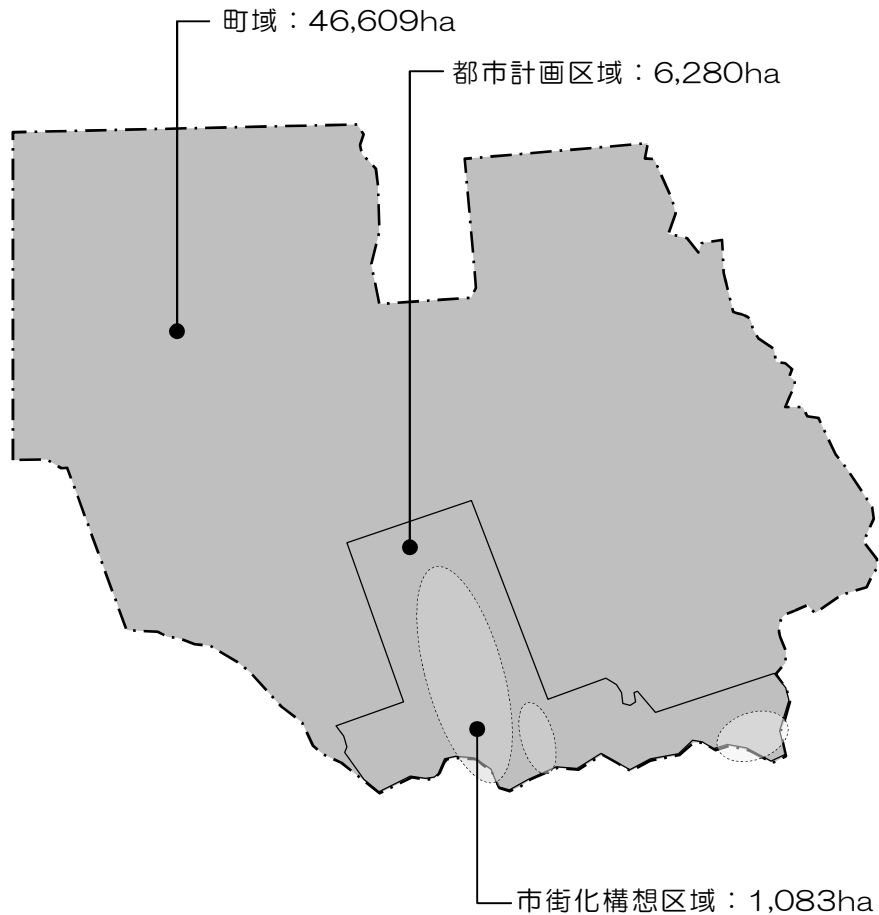
### 2 計画対象区域

---

緑の基本計画は都市計画区域を対象として策定する計画です。

しかし、音更町においては、都市計画区域という限られた区域だけではなく、その周囲を取り囲む自然的な条件が一体となって音更のまちに大きな恩恵を与えてくれており、音更の緑はまち全体をひとつとしてとらえることが重要と考えます。

このことから、音更町緑の基本計画では、町域全体を対象として緑の基本計画を策定しています。



## ■ 参考資料

### 3 公園緑地の分類

公園緑地には、それぞれの役割や規模などから、下の表のように分類されます。

#### ● 公園緑地の分類

都 市 公 園	基 幹 公 園	住 区 基 幹 公 園	街区公園	主に住区の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。250m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は0.25ha。
			近隣公園	主に近隣の住民を対象とした標準的な施設が配置された公園。500m以内の距離で行けるように配置され、標準規模は2ha。若草公園・宝来中央公園などがある。
			地区公園	徒歩圏内の住民を対象とした公園で、スポーツ施設や休憩施設が設置される。1km以内の距離で行けるように配置され、標準規模は4ha。むつみアメニティパークがある。
	都 市 基 幹 公 園		総合公園	休息や鑑賞・散歩・運動などを目的に町民が総合的に利用できる公園で、標準規模は10～50ha。鈴蘭公園・十勝が丘公園がある。
			運動公園	野球場やテニスコート・陸上競技場・プールなどの運動施設が配置されている公園。標準規模は15～75ha。希望が丘運動公園・音更中央公園がある。
	公 園	広場公園		主に商業地などの地域で、人々の休憩や町の景観を向上させることを目的として配置される。日の出公園・タヤけ公園がある。
		特殊公園		自然環境や景観をまもったり、史跡や名勝・動植物に親しむための公園で、風致公園や動植物園・墓園などがある。風致公園として谷汲山自然公園がある。
		広域公園		主にひとつの市町村を超える広域の利用を目的とした公園。自然を生かしたさまざまな施設が配置される。標準規模は50ha以上。十勝エコロジーパークがある。
		緩衝緑地		大気汚染や騒音・振動・悪臭などの公害や災害防止のため、住宅地と工業団地・交通施設を分離することが必要な場所に設置される。
		都市緑地		都市の自然環境の保全や景観を向上させるために設置される緑地で、標準規模は0.1ha以上。柳町河川緑地・音更川リバーパークなどの十勝川水系緑地がある。
	緑道		災害時の避難路の確保や、歩行者や自転車が安心して通行するために設置される線状の緑地。標準幅員10～20mで、公園や学校・公共公益施設・避難場所などを結ぶように配置される。緑陽台緑道がある。	
	自然緑地		森林レクリエーションの場所として設置される緑地で、公有林を活用した都市環境林や民有林を借用して解放する市民の森に分類される。	
	その他の公共施設緑地		公園以外の一般に開放された公共公益施設の緑地。河川の緑地・十勝牧場がある。	

■ 参考資料

4 緑の町民アンケート調査結果（策定時）

● 緑の量について

多いと回答した人は全体の20%でした。一方、少ないと回答した人は29%で、理由としては、道路や住宅地の緑の不足が多くあげられました。

また、約4割の人が緑をもっとふやした方が良いと回答しており、回答者のほとんどが緑をふやすことによって、「生活に潤いと安らぎが生まれる」・「自然とふれあう機会が増す」と回答しています。

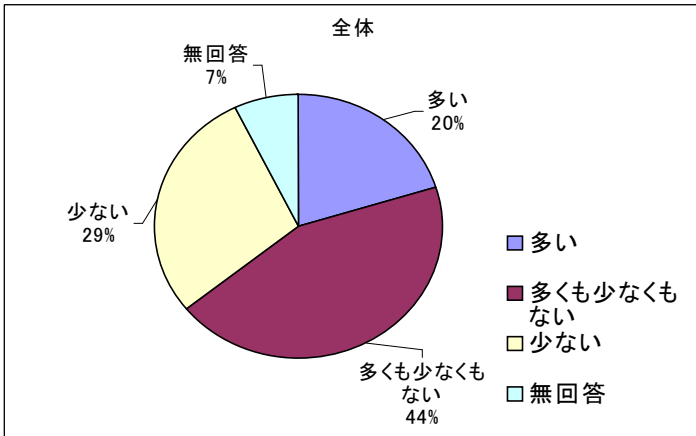
● 緑のふやし方について

約8割の人が緑をふやす活動に参加したいと回答しており、緑をふやすことに対する関心の高さがうかがえます。また、緑をふやす活動内容については、まちの中に多くの川が流れている地域性を反映して、「川のまわりを清掃したり、木を植えて鳥や魚がすめるような環境にする」が第1位でした。

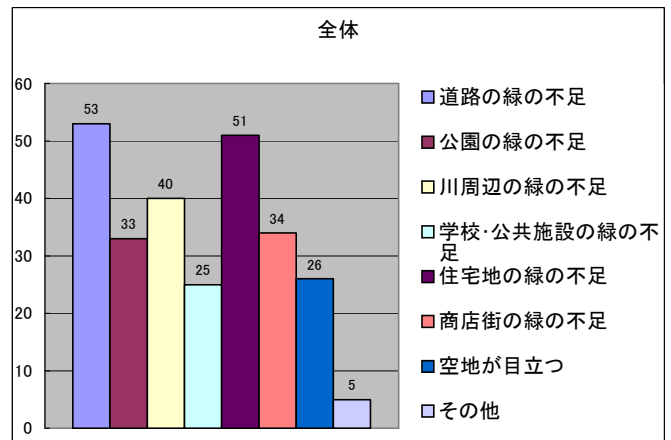
● どのような緑の空間があると良いか

「散策や憩いの場となる落ち着いたある緑」や「野鳥や昆虫が集まる身近な緑」など、自然とのふれあいを求める回答が多く寄せられました。

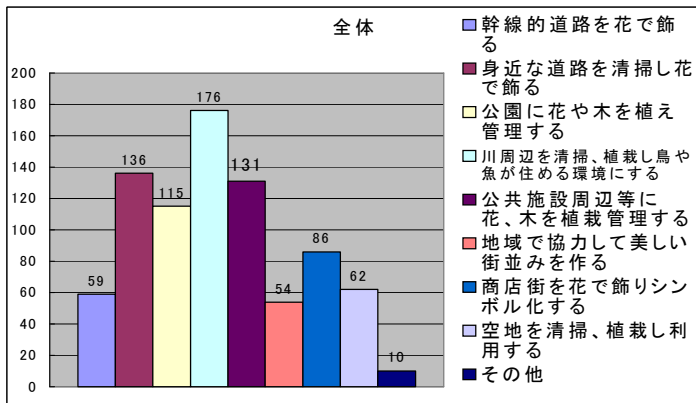
緑の量をどのように感じますか



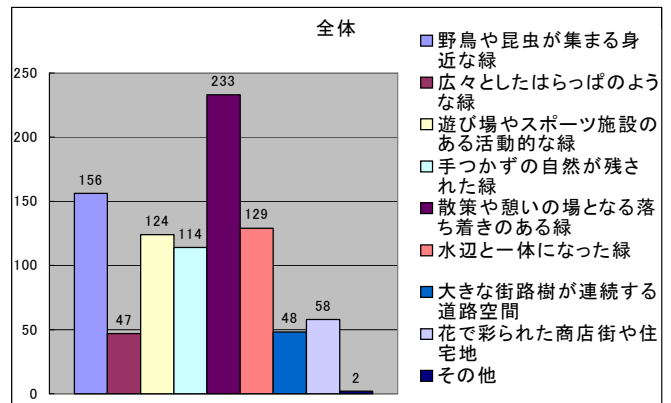
緑が少ないと感じる理由はなんですか



町民の参加によって緑をふやすことが可能だと思われることはなんですか



どのような緑の空間があれば良いとお考えですか



## ■ 参考資料

### 5 ワークショップ開催の記録

---

緑の基本計画を策定するにあたっては、市民の意見を計画の内容に取り入れることを目的に、平成11年度と平成12年度の2年にかけて、ワークショップを6回開催しました。

#### 第1回ワークショップ

- 日時：平成11年9月18日
- 場所：音更町児童会館及び町内現地見学
- 目的と内容

緑の基本計画や音更の緑についての説明の後、音更の緑を知って、どんなところがよいのか、どんなところを改善していけばよいのかを考えるため、バスで音更のまちをめぐりました。

現地見学の後、2つのグループに分かれて、現地で感じたことなどについて話し合いと意見交換を行いました。

#### 第2回ワークショップ

- 日時：平成11年10月2日
- 場所：音更町健康管理センター及び音更川河川敷現地見学
- 目的と内容

平成11年2月に行った市民アンケート調査結果から、多くの市民が関心を寄せ、音更の緑の骨格になっている河川に着目したワークショップを開催しました。音更の自然を代表する川をとおして緑を考えることを目的としました。

このワークショップでは、魚と川の専門家である妹尾優二氏を招き、実際に音更川に生息する魚や水辺の植物を現地見学しました。

現地見学の後、河畔林と川に生息する生物との関係や、近年の河川環境の移りかわりについてお話いただき、川の自然環境の復元や音更の森づくりの支援方法のほか、緑の基本計画の方向性などについて話し合いと意見交換を行いました。

---

### 第3回ワークショップ

- 日時：平成11年12月15日
- 場所：音更町文化センター
- 目的と内容

緑の将来像と、その実現のための主な取り組みについて、方向性を定めることを目的に、ワークショップを開催しました。

これまでの現地見学などをもとに話し合いと意見交換が行われ、参加者の意見をもとに緑の将来像をつくりあげていくためのヒントとなる図面が描かれました。また、音更の緑に対する取り組みを表現する『気持ち』（理念と基本方針）を考えていただきました。

このほかにも、川の緑と自然・まちの緑と動物の生息・住宅地の緑・十勝川温泉地区の緑など、主な取り組みのアイデアとなる多くの意見が出されました。

### 第4回ワークショップ

- 日時：平成12年3月3日
- 場所：音更町文化センター
- 目的と内容

これまで行われてきたワークショップのまとめとして、緑の将来像図の原案と音更緑の町民憲章、主な取り組みなどをまとめた資料をもとに、緑の基本計画の方向性を確認していただくことを目的に、ワークショップを開催しました。

緑の基本計画の方向性については参加者の同意をいただきましたが、川の空間と防風林による緑のネットワーク、本町と木野の2つに分かれているまちの課題、市街地の公園のあり方など、次の年度の計画づくりに結びつく具体的な取り組みの内容についても意見が出されました。

また、このワークショップでは、音更がめざす緑の姿を表わすキャッチフレーズを考えていただきました。

---

## 第5回ワークショップ

- 日時：平成12年9月20日
- 場所：音更町文化センター
- 目的と内容

平成11年度までの取りまとめ内容の説明と報告のほか、計画を実現していくための具体的な取り組みや、この取り組みの役場と町民・企業などとの関わりなどを考えることを目的に、話し合いと意見交換を行いました。

このワークショップでは、より多くの町民が緑のまちづくりに参加するための課題や方法、多くの意見を町民から取り入れるための課題、緑の維持管理の課題や方法などについて意見が出されました。

## 第6回ワークショップ

- 日時：平成12年12月12日
- 場所：音更町文化センター
- 目的と内容

11月に公表した緑の基本計画の素案をもとに、参加者から計画全般に関する意見をいただくことを目的に、ワークショップを開催しました。また、計画内容を町民にわかりやすくする目標の立てかたについても考えていただきました。

緑の基本計画の素案の内容については参加者の同意をいただきましたが、町民、中でも次の世代を担う子どもたちの緑に対する関心を高めること、緑が少ないという意識をみんなが持つことが、取り組みを行うために重要であるという意見が出されました。また、緑を大切にする取り組みとして、これからの循環型社会に対応する緑のリサイクルが提案されました。

はじめてこのワークショップに参加した帯広大谷短期大学の参加者からは、町民にも開放するキャンパスの森づくりについての説明があり、意見を交換しました。

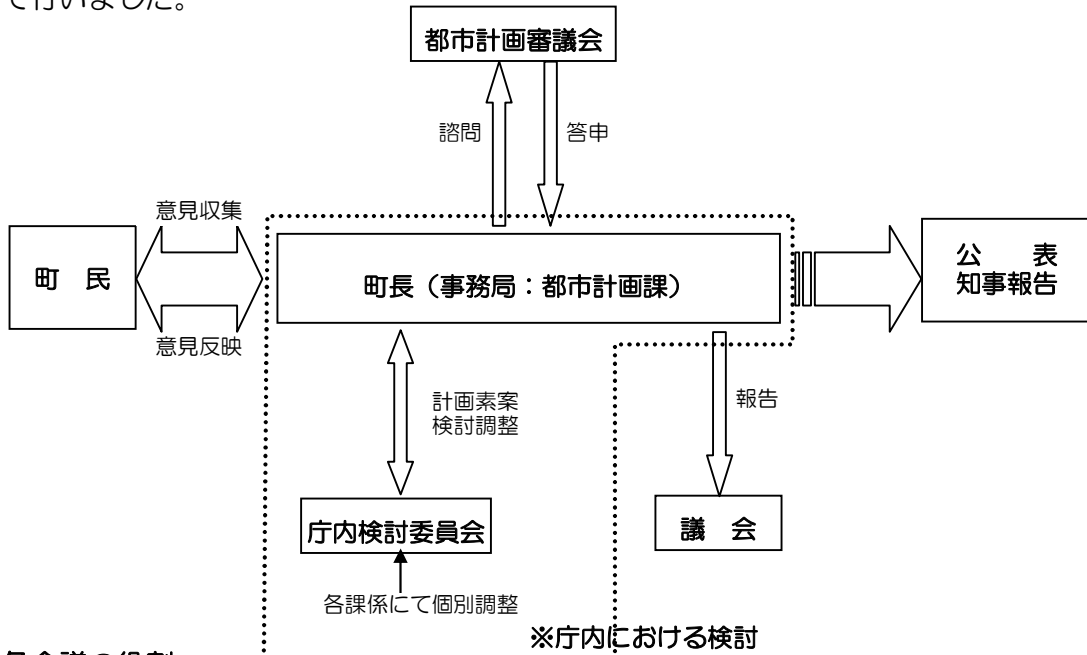
最後に、ワークショップについての感想と、これからの音更のまちづくりなどについて、参加者ひとりずつ感想をいただき、緑の基本計画ワークショップを閉会しました。



■ 参考資料

6 見直しの経過

計画の見直しについては、以下のような体制のもと、平成 24 年度～平成 25 年度の 2 ケ年で行いました。



●各会議の役割

組織名称	構 成 員	主 な 役 割
庁内検討委員会	・関係する各課長、係長等	・計画案の検討
事務局	・建設水道部都市計画課都市計画係	・計画案の作成 ・庁内検討委員会などの運営管理 ・庁内調整

●策定の経過

	平成 24 年度				平成 25 年度			
	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月	1~3月
基本作業	計画案の作成・調整 →				全体調整 → 公表			
庁内検討委員会			①	②			③	
都市計画審議会	①		②	③ ④			⑤	
議会 (常任委員会)					①		②	
パブリック コメント					①			

## 用語集

### あ行

#### ○運動公園

都市住民全般を対象に、主として運動のために利用することを目的とした公園。公園面積の25%~50%の範囲において、陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、バレーコート、プール、体育館などの運動施設を適宜配置するものとされている。音更町内には希望が丘運動公園・音更中央公園がある。

#### ○オープンスペース

公園、広場、河川、農地など建物によって覆われていない土地、または敷地内の空き地の総称。

### か行

#### ○街区公園

住区基幹公園の一つ。標準的な施設が配置された公園。主として街区内に居住する者の利用を目的とする公園。誘致距離250mの範囲で、0.25haを標準として配置。

#### ○河岸段丘

河岸に見られる階段状の地形のこと。河成（かせい）段丘ともいわれる。

#### ○緩衝緑地

住宅・商業地域において、大気汚染、騒音、悪臭などの公害防止、緩和や工業地帯などの災害防止を目的として、公害や災害の発生源となる地域と居住地域、商業地域などを分断するために設けられる緑地。

#### ○近隣公園

住区基幹公園の一つ。標準的な施設が配置された公園。主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とした公園。誘致距離500mの範囲で、2haを標準として配置。音更町内には若草公園・宝来中央公園などがある。

#### ○景観緑肥

観賞用として見栄えの良い植物を栽培し、そのまま畑にすき込み、植物と一緒に耕し、後から栽培する作物の肥料とすること。

#### ○広域公園

主として一つの市町村の区域を超える広域の利用に供する公園。生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所あたり面積50ha以上を標準として配置。十勝エコロジーパークがある。

#### ○公園施設長寿命化計画

公園施設の老朽化に対する安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、予防保全的管理による長寿命化対策を含めた計画的な改築等に係る取り組みを推進することを目的としている計画。

#### ○耕地防風林

吹き付ける風を分散することによって周囲の風の力を弱くし、作物の損傷や耕地の地温の低下および表土の飛散を防ぐことで、農作物の増収と品質の向上を図るために造成された防風林のこと。

### さ行

#### ○サイクリングネットワーク

快適な歩行者・自転車交通の空間を確保するため、歩行者・自転車交通と自動車交通との機能分担を図り、幹線的な歩道や、自転車道をネットワークすること。

#### ○市街化区域・市街化調整区域

市街化区域は、都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域を指す。これに対し市街化調整区域は、都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域として、開発行為や建築行為などに厳しい規制が設けられる。都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分することを区域区分（線引き）といい、無秩序な市街化を防止し、市街地の計画的な整備を進めることを目的として設定される。

#### ○住区基幹公園

都市公園法による都市公園分類の一つ。住宅地の計画原理の一つである。一辺1km、面積100ha、人口10,000人の標準近隣住区に対して整備すべき公園の種類を総称している。具体的には、街区公園、近隣公園、地区公園がこれに該当する。

#### ○循環型社会

製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においては、これについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

#### ○総合計画

市町村が総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める基本構想及び基本構想に基づく基本計画など。

平成22年度策定の第5期音更町総合計画は、平成32年度までの10年間を計画期間とし、「豊かな大地に広がる笑顔 今も未来も 住み続けたいまち おとふけ」を将来像に掲げている。

#### ○総合公園

休息、遊戯、運動など総合的な利用を目的とした公園。休養施設、修景施設、運動施設、自由広場、散策路等を総合的かつ有機的に配置する。鈴蘭公園・十勝が丘公園がある。

### た行

#### ○地域森林計画対象民有林

全国森林計画に即して、森林法第5条に基づいて北海道知

事が定める地域森林計画の対象となる民有林のこと。地域森林計画対象民有林では、1ha を超える伐採や土地の改変等の開発行為に対して、北海道の許可が必要。

### ○地域防災計画

風水害等の災害に関して、予防・応急及び復旧等の対策を総合的、計画的かつ有効的に実施するための計画。

### ○地区公園

住区基幹公園の一つ。主として、徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とした公園。誘致距離 1 km の範囲内で、4ha を標準として配置。むつみ公園がある。

### ○十勝牧場

明治 43 年に十勝種馬牧場として創設。幾度かの名称や業務内容の変更を経て、平成 13 年より独立行政法人家畜改良センター十勝牧場として現在に至る。敷地内には、防風林があり場内を流れる 2 本の川沿いに多くの樹林がある。

### ○都市計画区域

都市計画法その他関係法令の適用を受けるべき土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。

### ○都市計画マスタープラン

都市計画に関する基本的な方針であり、市町村が、住民の意見を反映しながら、都市づくりの将来ビジョンや地域別の整備の方針並びにあるべき市街地像などを明らかにする計画。地域ごとの市街地整備の方針や土地利用方針、諸施設の配置方針などをきめ細かく総合的に定める計画。

### ○都市緑化推進計画

都市緑化を図ることを目的として、公共公益施設の緑化、民有地の緑化及び民有地の緑の保全などを進めるための計画を定めるもの。昭和 60 年に当時の建設省が地方公共団体に策定を傳達している。

### ○都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。平成 16 年に名称が都市緑地保全法から都市緑地法に改称している。

## は行

### ○ビオトープネットワーク

特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質な、ある限られた地域を指す。多様性のある生物相を永続的に維持していく上で、様々な生息空間の確保とこれらの連続性の維持が必要であることが概念。

### ○保安林

水源のかん養、土砂の流出・崩壊などの災害から国土を守り、良好な生活環境の保全及び形成に重要な働きをもつ森林で、農林水産大臣又は北海道知事が森林法に基づき指定したもの。

### ○防風林

風害を防ぐために設けた林。海岸防風林と内陸防風林がある。

### ○ポケットパーク

市街地内のわずかなスペースを利用した小公園をいう。

### ○バリアフリー

体の不自由な人が支障なく活動できる生活環境。

### ○ハンギングバスケット

装飾園芸の技法。草花を植えたコンテナを吊るしたり掛けたりと高い位置に飾るもの。

## ま行

### ○緑の基本計画

行政と住民が一体となった各種の緑化施策を体系的・総合的に展開するための緑化推進計画。都市緑地法に基づく、市町村独自の計画。音更町では、平成 13 年に策定している。

### ○緑のマスタープラン

緑の基本計画の前身となるもので、都市における緑とオープンスペースの総合的な整備及び保全を図るための計画。

## や行

### ○ユニバーサルデザイン

高齢者や障がい者をはじめすべての人が、使いやすい快適な環境をつくる考え方。道路・交通施設やまちづくり、工業製品などに考え方が用いられる。

## ら行

### ○ランドマーク

都市における主要な目印。ある地域を特徴づける顕著な景観構成要素。山、塔、建築物、特徴的な樹木など。

### ○緑化重点地区

緑化の推進を重点的に図るべき地区として都市緑地法に規定されており、市町村の緑地の状況などを勘案し、特に重点的に緑化を図るべき地区を定めたもの。

### ○緑被率

区域に占める緑被地の面積割合。緑被地とは、樹林、草地、農地、水辺及び公園緑地など植物の緑で被覆された土地、また緑で被覆されていなくとも自然的環境の状態にある土地の総称。

## わ行

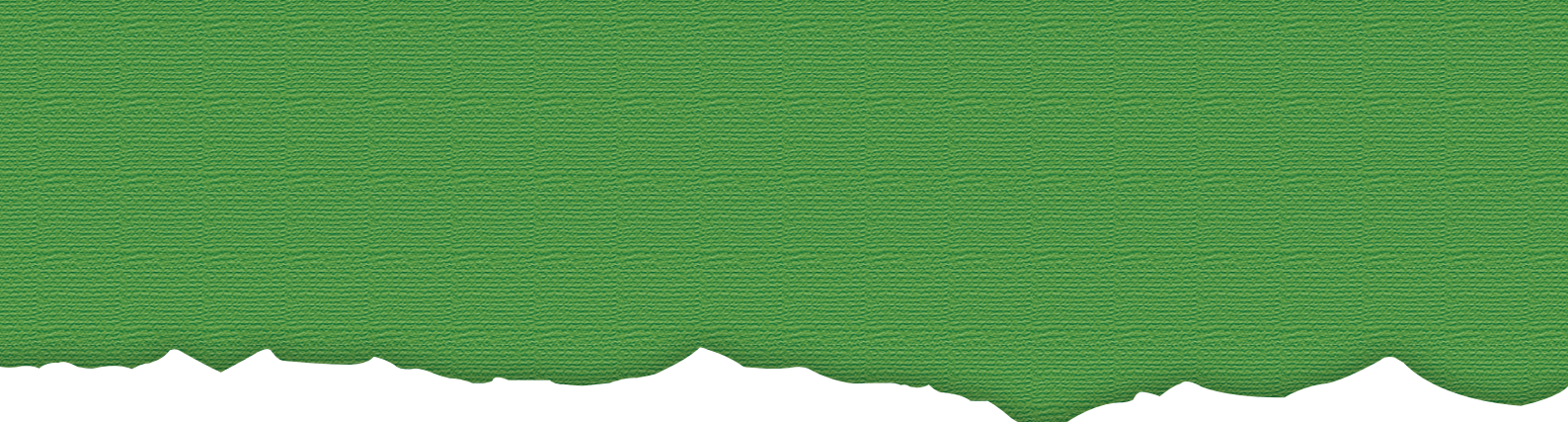
### ○ワークショップ

一般的には、仕事場、工房、工場、研究集会、講習会などと訳される。あるテーマを決めて、参加者が自由な討論を行いながら方向性を見出していくこと。まちづくりを推進するために、問題解決、計画立案などを住民参加、住民主体により運営していく手法のことであり、近年多方面で多く用いられている。

# 音更町緑の基本計画

平成26年1月 改訂

編集・発行 音更町役場 建設水道部 都市計画課  
〒080-0198 北海道河東郡音更町元町2番地  
電話：0155-42-2111  
email：mailto:mailbox@town.otofuke.hokkaido.jp



音更町

# 緑の基本計画

【改訂版】



北海道音更町

〒080-0198 北海道河東郡音更町元町 2 番地 Tel. 0155-42-2111  
email mailbox@town.otofuke.hokkaido.jp